

平成 19 年 10 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 スパシクリートコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 原 田 穰
(J A S D A Q ・ コード 5 2 7 7)
問合せ先 取締役企画室長 村 山 典 子
(TEL . 0 3 - 5 6 8 9 - 6 3 1 1)

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 45 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記の通り、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 27 日に提出した第 45 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（ 1 ） ～ （ 4 ） 省 略

（ 5 ） ～ （ 8 ） 記載なし

(訂正後)

(1) ~ (4) 省 略

(5) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨、定款で定めております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は 10 名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

以上